

## 舞鶴市建設工事総合評価一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、舞鶴市が発注する建設工事において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式の一般競争入札(以下「総合評価一般競争入札」という。)の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

(平成25年6月・一部改正)

(対象工事)

第2条 総合評価一般競争入札の対象とする建設工事は、当該建設工事の工事規模、技術特性等を勘案して、価格及び価格以外の技術力等を総合的に評価することが特に適当と認めるものとする。

(平成25年6月・一部改正)

(落札者決定基準)

第3条 市長は、総合評価一般競争入札を行おうとするときは、令第167条の10の2第3項の規定に基づき、あらかじめ、評価方法、評価基準その他の基準を内容とする落札者決定基準(以下「落札者決定基準」という。)を定めるものとする。

2 落札者決定基準は、競争入札参加者資格等審査委員会(以下「審査委員会」という。)の審議を経て定めるものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第4条 市長は、落札者決定基準を定めようとするときは、令第167条の10の2第4項の規定に基づき、あらかじめ、2人以上の学識経験を有する者(以下「学識経験者」という。)の意見を聴かなければならない。

2 市長は、前項の規定による意見の聴取において、令第167条の10の2第5項の規定に基づき、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

(入札公告に示す事項)

第5条 市長は、総合評価一般競争入札を行おうとする場合は、令第167条の10の2第6項の規定に基づき、次に掲げる事項を公告しなければならない。

(1) 総合評価一般競争入札の工事である旨

(2) 落札者決定基準

(3) 技術評価を行うために必要な資料(以下「技術資料」という。)の内容及び提出方法

(4) その他必要な事項

(技術資料の提出等)

第6条 総合評価一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)

は、前条に規定する公告に示された期日までに、施工計画提案書、社会貢献の活動実績等の技術資料を提出しなければならない。

2 技術資料の作成等に要する費用は、入札参加者の負担とし、提出された技術資料は返却しないものとする。

3 提出された技術資料の訂正等は、認めないものとする。

(技術資料の審査及び評価)

第7条 技術資料の審査及び評価は、審査委員会で行うものとする。この場合において、審査委員会が必要と認めるときは、入札参加者から当該技術資料の説明を求めることができる。

(評価の方法)

第8条 評価は、標準点に技術評価における評価項目ごとの得点の合計点(以下「加算点」という。)を加えた点数(以下「技術評価点」という。)を当該入札者の入札金額で除して得られた数値(以下「評価値」という。)をもって行うものとする。

(平成23年6月・平成30年6月・一部改正)

(落札者の決定)

第9条 総合評価一般競争入札における落札者は、予定価格の制限の範囲内で評価値の最も高い者とする。

2 前項の規定にかかわらず、落札者となるべき者の入札価格によっては契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で入札した他の者のうち、評価値の最も高いものを落札者とする。

3 前項において失格の基準となる価格(以下「失格基準価格」という。)を設けた場合は、失格基準価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、評価値の最も高いものを落札者とする。

4 第2項において、建設工事に係る低入札価格調査制度実施要綱(以下「低入調査要領」という。)第2条に規定する標準型の場合は、低入調査要領第3条の調査基準価格を下回る価格の入札について、次の式により得られた値を当該技術評価点から減じることとし、その結果、標準点を下回る者を除いて評価値の最も高いものを落札者とする。

$$\text{加算点の配点} \times (\text{調査基準価格} - \text{入札価格}) / (\text{予定価格} \times 1 / 100)$$

5 第2項において、前2項以外の方法により落札者を決定しようとするときは、あらかじめ、審査委員会の審査を経るものとする。

6 落札となるべき同評価値の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引き(電子入札の場合は、電子入札システムにおけるくじ機能を用いたくじ)により落札者を決定するものとする。

(平成23年6月・平成25年6月・平成30年6月・一部改正)

(入札結果等の公表)

第10条 市長は、総合評価一般競争入札において落札者を決定したときは、次に掲

げる事項を公表するものとする。

- (1) 入札参加者名及び落札者名
  - (2) 各入札参加者の入札金額及び落札金額
  - (3) 各入札参加者の技術評価点
  - (4) 各入札参加者の評価値
- (非落札者の説明要求)

第 11 条 入札参加者で落札者とならなかったものは、前条に規定する公表を行った日の翌日から起算して 5 日(舞鶴市の休日を定める条例(平成 3 年条例第 1 号)に規定する市の休日を除く。)以内に市長に対して落札者として決定されなかった理由の説明を求めることができる。

(技術資料の担保)

第 12 条 市長は、落札者となった請負者の責めに帰すべき事由により、技術資料を満たす施工が行われなかった場合は、工事成績評定点を減じるものとする。特に悪質な場合は、契約の解除、舞鶴市入札参加停止に関する要綱(平成 30 年告示第 34 号)に基づく入札参加停止又は損害賠償の請求を行うことができる。

(平成 30 年 6 月・一部改正)

(技術資料の保護)

第 13 条 入札参加者から提出された技術資料は、その採否にかかわらず、公表しないものとする。

(その他)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、総合評価一般競争入札の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平成 25 年 6 月・一部改正)

附 則

この要領は、平成 20 年 12 月 5 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 6 月 9 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 6 月 10 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 6 月 22 日から施行し、同日以降に入札公告等を行う工事から適用する。